

定 款

フォスター電機株式会社

フォスター電機株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、フォスター電機株式会社と称する。その英文は、Foster Electric Company, Limitedと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器、音響機器およびその部品の製造、輸出入ならびに販売
2. 医療機器の製造、販売
3. 理化学応用機器および各種自動機械の製造、販売
4. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を東京都昭島市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招 集 地)

第 12 条 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権

を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- ④ 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
- ③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

る

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除きあらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第399条の13条第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員会に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当ならびに中間配当)

第 33 条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。

② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 34 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

原始定款	昭和28年 5月 1日創立總會承認	
昭和29年 6月20日	一部変更	
昭和31年 6月25日	一部変更	
昭和32年 6月25日	一部変更	
昭和34年 3月14日	一部変更	
昭和34年 6月27日	一部変更	
昭和35年 2月 3日	一部変更	
昭和36年 6月26日	一部変更	
昭和37年 2月15日	合併時新設	
昭和37年 6月25日	一部変更	
昭和39年 6月29日	一部変更	
昭和40年 3月24日	一部変更	
昭和43年 6月28日	一部変更	
昭和44年 6月27日	一部変更	
昭和45年 6月26日	一部変更	
昭和50年 6月27日	一部変更	
昭和57年 7月22日	一部変更	
昭和60年 7月25日	一部変更	
昭和61年12月19日	一部変更	
平成 3年 7月24日	一部変更	
平成 6年 7月27日	一部変更	
平成 8年 7月26日	一部変更	
平成12年 6月23日	一部変更	
平成14年 6月25日	一部変更	
平成15年 6月24日	一部変更	
平成16年 6月22日	一部変更	
平成17年 3月 1日	一部変更	(平成17年1月27日 取締役会決議)
平成18年 6月22日	一部変更	
平成20年 6月24日	一部変更	
平成21年 6月23日	一部変更	
平成22年 1月 6日	一部変更	(平成21年6月23日 定時株主総会決議)
平成27年 6月23日	一部変更	
令和 3年 6月23日	一部変更	
令和 4年 6月24日	一部変更	
令和 5年 3月 1日	一部変更	(令和4年6月24日 定時株主総会決議)
令和 5年 6月27日	一部変更	
令和 7年 6月25日	一部変更	
令和 8年 6月25日	一部変更	